2 中期ビジョンⅡ-1・2『火災予防』

超高齢社会の到来に伴い、今後、火災による高齢者の死者数低減を図るため、住宅防火対策及び社会福祉施設等における防火安全対策を推進します。

また、地域及び事業所等と連携を図り、放火されない街づくりの推進や、地域における自主防災組織の活動支援、大規模事業所、危険物施設及び小規模施設等における防火防災安全対策を推進します。

中期ビジョンⅡ-1 超高齢社会における火災予防行政の推進

事業番号	事業名	取り組み内容	所管課
I -1-1	住宅防火対策の推進	住宅火災による死者数に占める高齢者の割合が高いことから、 超高齢社会の到来を見据え、住宅用防災機器等の設置普及を中 心に住宅防火対策を推進します。	予防課

中期ビジョンⅡ-2 地域と事業所等における防火・防災安全対策の推進

事業番号	事業名	取り組み内容	所管課
I -2-1	放火火災防止対策の推進	放火(疑いを含む)は出火原因の1位となっていることから、 放火されない街づくりを目指し、放火火災防止対策を推進しま す。	予防課
I-2-2	火災危険性の高い防火対象 物への的確な対応	ICT機器等の導入により効率的な査察の実施を図り、火災危険性及び悪質性が高い重大違反対象物に対し、機を逸することなく違反処理を実施していきます。	查察対策室
I-2-3	安全安心の大規模事業所づ くりの推進	危険物施設における安全管理体制の質的充実と、特定事業所に おける自衛防災組織の対応能力の強化を図ります。	查察対策室
I -2-4	保安3法係る施設等の安全 対策の推進	関係団体が主催する各種研修に参加し、知識・技術の修得を図ります。また、県内で統一した保安基準の策定等を行います。 保安3法の規制審査指針等について、関係法令の改正等を踏ま え改正を行い整備します。	指導課

■店舗併用住宅火災(平成 19 年 4 月·千葉市)



■住宅火災(平成 22 年 9 月·千葉市)



Ⅱ-1-1 住宅防火対策の推進

総人口に占める高齢者(65歳以上)人口の割合は年々増加傾向にあり、本市においては、2025年(令和7年)27.4%(約26万7千人)、2035年(令和17年)30.5%(約29万人)、2045年(令和26年)34.5%(約31万5千人)に達すると見通しが示されるなど、超高齢社会を迎える見込みです。

全国の住宅火災による死者数を見ると、ここ数年減少傾向にあるものの依然として年間 1,000 人に近い高水準にあり、高齢者の占める割合が増加傾向にあります。本市において も、住宅火災による死者における高齢者の占める割合が増加傾向にあり、特に、一人暮ら しの高齢者など、居住形態等に対応した防火体制の推進は、喫緊の課題となっております。

このことから、住宅用火災警報器の設置対策や、個別訪問による住宅防火指導の推進な ど、居住形態等に対応した更なる住宅防火対策を推進し、住宅火災による死傷者及び損害 の低減を図ります。

また、大規模地震発生により、停電後の電気復旧時に発生する通電火災の対策に効果的である、感震ブレーカーの普及啓発を展開するとともに、火災の延焼危険が高い密集住宅市街地に対して地域単位の面(エリア)での設置を推進します。

短期目標(3か年)【令和5~7年度】

- 住宅用火災警報器など住宅用防災機器等の設置及び維持管理の推進
- ・ 防火知識の普及啓発
- ・ 感震ブレーカーの普及啓発

到達目標(10年後)【令和14年度】

- ・住宅用防災機器等が普及し、住宅火災の発生及び死傷者の低減が図られる
- 感震ブレーカーの普及により、通電火災による被害低減が図られる

実施スケジュール【令和 5~14 年度】

年度	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)
	・イベント等における広報 活動の実施 ・一人暮らしの高齢者等、 住宅防火訪問の実施									
計画事業										
	防火講話の開催									

成果指標

■本市における住宅用火災警報器の設置率(毎年6月公表の消防庁による推計値)

	現状値 (2022年度)	中間目標値 (2025年度)	中間目標値 (2028年度)	目標値 (2032年度)
目標値		86.0%	88.0%	90.0%
実績値	84.0%			

■密集住宅市街地に対する感震ブレーカーの設置率

	現状値 (2022年度)	中間目標値 (2025年度)	中間目標値 (2028年度)	目標値 (2032年度)
目標値		25.0%	28.0%	30.0%
実績値	8.0%			

Ⅱ-2-1 放火火災防止対策の推進

放火による火災(疑いを含む)は、全国の出火原因の第 1 位となっています。(令和3年中の放火及び放火の疑いの件数は3,888件)

本市においても、放火(疑いも含む)は出火原因の第 1 位(令和 3 年中の出火件数で 33 件)となっており、放火火災防止対策は重要な課題となっております。

放火を防ぐには、一人ひとりが防止対策を心がけるだけでなく、地域全体が「放火されない環境づくり」に取り組むことが必要です。

特に、暗いところや死角になるところに可燃物を放置しない、夜間にごみを出さない、門 灯の終夜点灯により街路を明るくするなど、地域全体で放火防止対策を徹底していくことが 重要です。

このような「放火されない環境づくり」をおこなうため、地域防犯パトロールや防犯ウォーキングボランティアなどと協力した広報活動の実施など、地域住民と連携を図りながら、 防火対策を推進します。

短期目標(3か年)【令和5~7年度】

- 放火火災防止対策の推進
- 関係行政機関及び地域住民との連携

到達目標(10年後)【令和14年度】

• 放火されない街づくりが推進される

実施スケジュール【令和5~14年度】

年度	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)
• 放火防止対象	放火防止対策の広報									
計画事業										
	以正氏とい定法									

成果指標

■関係部局及び地域住民との放火防止対策取り組み状況(令和5年度以降の取組項目を記載)

	現状値 (2022年度)	中間目標値 (2025年度)	中間目標値 (2028年度)	目標値 (2032年度)
目標値	取り組み項目	取り組み項目	取り組み項目	取り組み項目
実績値	市民と協働による放 火防止対策			

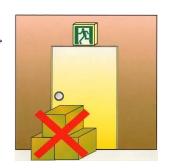
Ⅱ-2-2 火災危険性の高い防火対象物への的確な対応

これまでの査察は、違反を認知していない対象物や優先度が低い対象物は査察が実施されなかったことから、令和4年度に予防査察規程を全改正し、火災危険性又は悪質性が高い違反に対して遅滞なく違反処理を行い、全ての査察対象物に対して適切な頻度で査察を実施できる体制へ変更しました。このことから、火災危険性及び悪質性が非常に高い重大違反対象物は機を逸することなく違反処理を実施していきます。これは、高齢者が入所する社会福祉施設や不特定多数の者が利用する建物等はもちろんのこと建物用途を限定することなく違反が発覚した対象物に対して即時違反処理を実施するものです。

この新しい査察体制では、より迅速、適正な違反処理体制が必要であり、より多くの防 火対象物への査察を実施して査察循環の適正化が必要となります。これを確立するために ICT機器を導入し効率的な査察の実施を図ります。また、電子申請の推進に伴い、防火管理 者や危険物保安監督者等の選任など電子申請からの早期是正を図ります。

短期目標(3か年)【令和5~7年度】

・各署に NEFOAP (消防事務処理システム) と連携したタブレットを導入する。



到達目標(10年後)【令和14年度】

• ICT 機器を活用し、局-署-所をリアルタイムで繋ぎ、迅速、 適正な違反処理を実施する。

実施スケジュール【令和5~14年度】

年度	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)		
	タブレット導入 _		→ タブレットの _									
	6消防署×2台(12台)	(約署×2台(12台) NEFOAP連携		出張所への -	出張所への							
計画事業			ICT機器活用の検証	ICT機器活用の検証	ICT機器活用の検証	ICT機器活用の検証 ダブレット等人 (6出張所)	用の検証 タブレット導入		出張所への			
					(ОШЖИ)	(6出張所)	タブレット導入					
							(7出張所)					

成果指標

■全署所にタブレットを導入し、ICT機器を活用した違反処理等を進め査察の適正化を図る。

	現状値 (2022年度)	中間目標値 (2025年度)	中間目標値 (2028年度)	目標値 (2032年度)
目標値	-	タブレット導入率 24%	タブレット導入率 72%	ICT機器を活用した 違反処理件数 10件
実績値	-			

Ⅱ-2-3 安全安心の大規模事業所づくりの推進

平成23年3月の東日本大震災では、地震により市原市の高圧ガスタンク火災が発生し、付近住民に避難勧告が発令されました。さらに、全国的なガソリン不足の要因となるなど、社会及び経済に影響を与えました。また、気仙沼市では、津波により倒壊した船舶用燃料タンクから流出した重油、ガソリン、灯油などが引火したことで、市街地で大火災が発生し甚大な被害をもたらしました。

このように、大規模事業所等において災害が発生すると、人的、物的、経済的被害が甚 大なものとなります。このことから、特に大規模事業所では、自然災害を含めた様々な災 害に対して、事業所での災害発生の防止や災害発生時における初期対応等の必要な安全対 策を確保する必要があります。

千葉市消防局では、危険物施設における安全管理体制の質的充実(施設の技術上の基準の適合状況及び維持管理状況並びに予防規程等の実効性の確認等)に重点を置いた立入査察を計画的に実施するとともに、防災要員教育、防災規程の実効性の検証を継続的に行うなど、特定事業所における自衛防災組織の対応能力の強化を目的とした指導を徹底します。

大規模事業所等における安全管理体制の充実を図ることにより、災害の発生を未然に防止するとともに、災害発生時の初動体制を強化し被害の低減を図ります。

短期目標(3か年)【令和5~7年度】

- ・危険物施設における安全管理体制の質的充実に重点 を置いた立入検査の計画的実施
- 自衛防災組織の対応能力の強化

到達目標(10年後)【令和14年度】

・危険物施設における安全管理体制の質的充実が図られるとともに、特定事業所における自衛防災組織の対応能力の強化が図られる。

■高圧ガスタンク火災(平成23年3月・市原市)



実施スケジュール【令和 5~14 年度】

年度	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)
計画事業	○「自衛防災組織等の原 (自衛防災組織等の教育 海トラフ地震、日本海洋 まえた「石融コンピナー 業市消防局作成)の改語 ○防災規程の実効性に限	・研修のあり方調査検・千島海満周辺海満型・十島衛防災組織 防災」及び事業者への周知	討会)の内容及び南 地震等への対応を踏			○防災規程の実効性に	係る検証結果を踏まえ	た防災規程の改正指導		

成果指標

■白衛防災組織及び防災規程の実効性の検証【対象:9事業所】

	現状値 (2022年度)	中間目標値 (2025年度)	中間目標値 (2028年度)	目標値 (2032年度)
目標値	_	33.3%	66.6%	100.0%
実績値	—			

Ⅱ-2-4 保安3法(火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガス法)に係る 施設等の安全対策の推進

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に基づき、平成29年度に火薬類取締法、平成30年度に高圧ガス保安法に係る事務・権限の一部が千葉県から千葉市へそれぞれ移譲されました。また、令和5年度には液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液化石油ガス法」という。)が同様に移譲されます。

火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガス法(以下「保安3法」という。)の事務は、新たに開始した事務であり、当該事務の知識を有する職員が少なく、更に、高度で専門的な知識や経験が必要となることから、経済産業省や高圧ガス保安協会などの外部団体が主催する研修会を積極的に受講し、継続して人材の育成を図っていきます。

また、県との指導内容の統一を図るため、千葉県や関係団体との連絡会等に参画し、県内で統一した保安基準の策定等を行います。

保安3法の規制審査指針等については関係法令の改正等を踏まえ改正を行い整備します。

短期目標(3か年)【令和5~7年度】

- 人材の育成等については、経済産業省及び高圧ガス保安協会が主催する研修を3名受講。
- ・年に一度、関係法令の改正等を踏まえ、保安3法の規制審査指針等のうち1つ以上の改正を実施。

到達目標(10年後)【令和14年度】

- 人材の育成等については、経済産業省及び高圧ガス保安協会が主催する研修を10名受講。
- ・年に一度、関係法令の改正等を踏まえ、保安3法の規制審査指針等のうち1つ以上の改正 を実施することを継続。

実施スケジュール【令和 5~14 年度】

年度	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)
計画事業	・保安3法の知識を有する職員の育成									
可圖爭未			保安3法規制審査指針等の改正の実施							\longrightarrow

成果指標

■保安3法規制審査指針等の改正の実施(累計)

	現状値 (2023年度)	中間目標値 (2025年度)	中間目標値 (2028年度)	目標値 (2033年度)
目標値	_	30	60	100
実績値	_			